

令和5年度 障害児通所支援事業者等 実地指導における主な指導事項

1 全サービス共通事項 (児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所訪問型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援)

項 目	指 導 事 項	ポ イ ン ト
勤務体制等	☆雇用契約書又は労働条件通知書等によって、当該事業所における管理者、児童発達支援管理責任者等であることが明確に位置付けられていないので、書面により明らかにしてください。	※辞令や労働条件通知書等による書面による位置づけを行ってください
勤務体制等	☆従業者の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの防止のための措置を講じてください。	※ハラスメントの防止のために必要な措置の具体的な内容としては、①職場におけるハラスメント防止のための方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。②従業者からの相談に応じ、適切に対応するため、相談窓口を設定し、周知するなどの体制の整備をすること。が挙げられます。これらの事項の整備を行ってください。
会計区分	☆会計が事業ごとに区分されていないので、事務的経費等についても按分するなどの方法により、会計を区分してください。	※児童発達支援、放課後等デイサービスその他複数の事業を実施する場合には、事業ごとに会計を区分します。
契約内容の報告	☆サービスの利用に係る契約(支給量の変更、契約を終了したときを含む。)をしたときは、契約内容について市町村に報告してください。	※契約内容報告書を、支給決定を行っている市町村の窓口に提出してください。
従業者の秘密保持等 (業務上知りえた秘密について)	☆従業者に対する業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持についての義務付け(誓約書等)がされていないため、改めてください。 ☆個人情報の使用について、個人情報を使用する利用者の家族について、文書による同意が得られてない事例が見受けられたので、該当する者から個人情報を利用することについて、文書による同意を得てください。	※利用者の家族の個人情報を取り扱う場合には、家族の代表だけでなく、個人情報を取り扱う可能性のある家族全員からの同意が必要です。
支援計画	☆放課後等デイサービス計画等の作成を利用者の利用開始後に作成している事例など、基準で定められている適切な手順による支援計画の作成がなされていない事例が見受けられたので、改めてください。 ※個別支援計画の作成がされていない場合、見直し時期が遅れている場合は、減算の対象となります。	※個別支援計画の作成のための会議記録についても、記録、保存してください。 ※個別支援計画作成(見直し)の手順を遵守してください。

衛生管理	☆従業者のうち健康診断を受診すべきものが受診していない事例が見受けられたので、健康診断を受診し、必要な健康管理を行ってください。	※常勤の従業者については、全従業者について、また、非常勤の従業者においても勤務時間数に応じて、事業者においては、年に1回は、健康診断を受診させる必要があります。
重要事項説明書及び運営規程	☆重要事項説明書及び運営規程について、次の不備が見受けられたので、改めてください。 (1) 営業日、営業時間、従業者の員数、キャンセル料に係る記載が重要事項説明書と運営規程とで相違している。 (2) 重要事項説明書において、第三者評価の実施の有無の記載がされていない。 (3) 運営規程の虐待防止に関する事項について義務付ける文言になっていない。また、委員会の設置について表記されていない。 ☆重要事項説明書、契約書等の書面について、利用申込者に係る障害児の障害特性に応じた適切な配慮を行ってください。(拡大文字版、ルビ版等)	※重要事項説明書及び運営規程には、必ず記載しなければいけない事項が基準上、定められています。それらの項目が漏れなく記載するようにしてください。特に、サービスの第三者評価の実施状況(実施の有無について記載)について、重要事項説明書に記載されていない事例が多く見受けられました。 ※令和3年度省令改正により、運営規程記載事項として、虐待防止に関する項目が追加されています。
契約内容の記載	☆指定障害児通所支援サービスを提供するときは、契約支給量その他必要な事項を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載してください。	※新しく契約をしたとき、契約内容の変更をしたときは、受給者証必要な事項を記載してください。
非常災害対策	☆非常災害に備えるための定期的な避難訓練その他必要な訓練を実施してください。	※避難訓練だけでなく、事業所から避難所までの経路の確認も行ってください。
虐待防止 身体拘束等の禁止	・虐待の発生又はその再発の防止のために必要な措置を講ずるべきところ、これが不十分であるため改めてください。 ・身体拘束等の適正化を図るために必要な措置を講ずるべきところ、これが不十分であるため、改めてください。	※基準省令に定められた虐待防止のための措置、身体拘束等の適正化を図るための措置をすべて講ずるようにしてください。また、委員会の開催(年一回以上)及び研修を計画的に実施してください。なお、身体拘束等の適正化を図るために必要な措置が一つでも講じられていない場合、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について減算の上、給付費を請求することになります。(事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況の報告が必要。少なくとも3か月間は減算を算定することとなります。)

2 児童発達支援、放課後等デイサービスに関する事項

給付費に関する事項	・各種加算の要件を満たさない事例（児童指導員等加配加算等）が見受けられたので、加算の要件について、適切に把握し、管理するとともに、要件を満たさない期間については、過誤調整を行ってください。	※人員配置に係る加算については、必ず、要件を満たしているかどうか、毎月、確認をしてください。
運営に関する事項	・利用者数について、減算要件には該当しないものの恒常的に利用定員を超過している状況が見受けられた。やむを得ない事情がないにもかかわらず今後も引き続き定員を超過する状態が続く場合は、利用定員を増員するなど適切な対応に努めること。	※やむを得ない場合を除き、指定を受けた定員を遵守するようにしてください。